

加茂学区連合町内会規約（改定）

（名称および事務所）

第1条 本会は、加茂学区連合町内会（以下、会という）と称し、事務所を会長宅に置く。

（組織および会員）

第2条 会の構成は、加茂小学校区内の各単位町内会をもって組織し、それぞれの町内会長をもって会員とする。

（目的）

第3条 会は、会員相互の連携と協調を図るとともに、市と連絡を密にし、学区民の福祉向上と良好な地域社会の維持および発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- （1）町内会活動の推進と住民自治の強化発展に関すること。
- （2）地域の活性化と住民福祉の増進に関すること。
- （3）岡山市および関係諸団体ならびに各機関との連絡調整に関すること。
- （4）その他、会の目的達成のための必要な事業。

（役員）

第5条 会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|----|
| （1）会 長 | 1名 |
| （2）副会長 | 2名 |
| （3）会 計 | 1名 |
| （4）理 事 | 6名 |
| （5）監 事 | 2名 |

- 2 役員を選任にあたっては、会員の互選により推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 3 但し、会員以外でも町内会長経験者で、総会の承認があれば学区連合町内会長に就くことができる。

この場合、必要に応じて会員の同意書を作成することもある。

- 4 副会長および監事は、それぞれ川東地区と川西地区から選任する。
- 5 会計は、会員の中から選任する。
- 6 理事は、大字単位の選任とするが、大字加茂のみ旧加茂と団地の2区分とする。

（役員の仕事）

第6条 役員は、次の職務を行う。

- （1）会長は、会を統括し、会を代表する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- （3）会計は、会の会計事務を司る。
- （4）理事は、会長、副会長、会計とともに、会の事業推進を図る。
- （5）監事は、会計事務の監査をする。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員 の 任期 は 2 年 と する 。 但 し 再 任 は 妨 げ な い 。

- 2 役員 が 欠 け た 時 は 、 速 や か に 補 充 す る 。
こ の 場 合 の 任 期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

(会 議)

第 8 条 会 議 は 、 総 会 お よ び 役 員 会 と し 、 会 長 が 招 集 し 、 自 ら 議 長 と なる 。

- 2 会 は 、 そ の 目 的 遂 行 の た め に 会 長 が 必 要 と 認 め た 場 合 、 会 員 を 招 集 し 、 前 項 の 他 に 会 議 を 開 催 す る こ と が で き る 。

(総 会)

第 9 条 総 会 は 、 定 期 総 会 お よ び 臨 時 総 会 と す る 。

- 2 総 会 は 、 会 員 を も っ て 構 成 し 、 こ の 規 約 に 定 め る も の の ほ か 会 の 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項 を 議 決 す る 。
- 3 総 会 に 付 議 す る 事 項 は 、 次 の と お り と す る 。

 - (1) 事 業 報 告 お よ び 事 業 計 画
 - (2) 決 算 お よ び 予 算
 - (3) 役 員 の 選 任
 - (4) 規 約 の 改 廃
 - (5) そ の 他 必 要 事 項

- 4 総 会 に 出 席 で き な い 会 員 は 、 同 町 内 会 か ら 代 理 人 を 選 出 、 出 席 さ せ る 。
- こ の 場 合 あ ら か じ め 代 理 出 席 を 会 長 に 通 知 す る 。
- 5 総 会 は 、 会 員 の 2 分 の 1 以 上 の 出 席 に よ り 成 立 し 、 出 席 会 員 の 過 半 数 を も っ て 議 決 し 、 可 否 同 数 の と き は 、 議 長 が 決 す る 。

(総 会 の 開 催)

第 1 0 条 定 期 総 会 は 、 年 1 回 開 催 す る 。

- 2 臨 時 総 会 は 、 次 の 各 号 の い づ れ か に 該 当 す る 場 合 に 開 催 す る 。

 - (1) 会 長 が 必 要 と 認 め た と き 。
 - (2) 会 員 の 3 分 の 1 以 上 か ら 会 議 の 目 的 た る 事 項 を 示 し て 請 求 が あ っ た と き 。

(役 員 会)

第 1 1 条 役 員 会 は 、 会 長 、 副 会 長 、 会 計 、 理 事 、 監 事 を も っ て 構 成 す る 。

- 2 役 員 会 は 、 会 長 が 必 要 と 認 め た 場 合 に 開 催 す る 。
- 3 役 員 会 で は 次 の 事 項 を 協 議 す る 。

 - (1) 総 会 に 付 す べ き 事 項
 - (2) そ の 他 会 務 の 執 行 に 関 す る 事 項

(経 費)

第 1 2 条 会 の 経 費 は 、 会 費 、 市 よ り の 助 成 金 お よ び 寄 付 金 そ の 他 の 収 入 を も っ て あ てる 。

(会 費)

第 1 3 条 会 員 は 別 に 定 め る と こ ろ の 会 費 を 納 め な け れ ば な ら ない 。

(会 計 年 度)

第 1 4 条 会 の 会 計 年 度 は 、 毎 年 4 月 1 日 か ら 始 ま り 、 翌 年 3 月 3 1 日 を も っ て 終 わ る 。

(付 属 機 関)

- 第 1 5 条 会の付属機関として、電子町内会を組織する。
- 2 電子町内会の名称、役員、運営等について、別に定める電子町内会規約による。
 - 3 電子町内会のウェブサイト管理者は、会の各種会議に参加し、意見を述べることができる。
 - 4 電子町内会の会計は、会の会計に含むものとする。

(附 則)

- この規約は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- この規約は、平成 2 0 年 4 月 2 6 日から一部改正、施行する。
- この規約は、平成 2 0 年 1 1 月 2 2 日から一部改正、施行する。
- この規約は、平成 2 3 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。
- この規約は、平成 2 5 年 8 月 3 日から施行する。
- この規約は、平成 2 6 年 4 月 1 2 日から施行する。